

福山市放課後児童健全育成事業
放課後児童クラブ運営業務委託業者募集要領

2025年（令和7年）8月

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託業者募集要領

1 目 的

この要領は、就労などで保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

2 事業の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、就労などで保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

（1）委託期間

契約日から2029年（令和11年）3月31日

（2）実施場所

放課後児童クラブ名	教室数	住 所
ア 大津野放課後児童クラブ	2教室	福山市大門町大字日之出丘3043番地
イ 有磨放課後児童クラブ	1教室	福山市芦田町大字上有地388番地1
ウ 光放課後児童クラブ	2教室	福山市草戸町四丁目14番1号
エ 福相放課後児童クラブ	1教室	福山市芦田町大字福田1030番地
オ 川口東放課後児童クラブ	2教室	福山市東川口町五丁目13番46号
カ 野々浜放課後児童クラブ	1教室	福山市大門町七丁目13番1号
キ 宜山放課後児童クラブ	2教室	福山市駅家町大字今岡424番地
ク 藤江放課後児童クラブ	1教室	福山市藤江町2894番地
ケ 金江放課後児童クラブ	1教室	福山市金江町金見3552番地1
コ 箕島放課後児童クラブ	1教室	福山市箕島町325番地
サ 竹尋放課後児童クラブ	1教室	福山市神辺町大字下竹田85番地1
シ 中条放課後児童クラブ	1教室	福山市神辺町字東中条2304番地1

※ 応募に制限はありませんが、安定した履行を確保するため、同一事業者が今回受注できるのは、3か所までとします。

※ 4か所以上で評価第1位となった場合の取扱いは、15でご確認ください。

3 業務履行期間

契約日から2029年（令和11年）3月31日まで

放課後児童健全育成事業は2026年（令和8年）4月1日（水）から開始することとし、契約日から2026年（令和8年）3月31日（火）までの間は、職員採用、職員研修及び体制整備等に係る準備期間とする。

2026年（令和8年）2月1日から同年3月31日までの間に放課後児童クラブ職員との引継ぎを完了させること。

4 業務内容

別紙「福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

5 委託料

（1）金額

委託料の上限は、各放課後児童クラブの合計金額とする。

また、各年度の委託料上限額は月に示す額を超過しないこと。

放課後児童クラブ名	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	合計
ア 大津野放課後児童クラブ	6,518 千円	25,370 千円	26,092 千円	26,836 千円	84,816 千円
イ 有磨放課後児童クラブ	2,982 千円	8,598 千円	8,836 千円	9,081 千円	29,497 千円
ウ 光放課後児童クラブ	6,518 千円	25,370 千円	26,092 千円	26,836 千円	84,816 千円
エ 福相放課後児童クラブ	2,982 千円	8,598 千円	8,836 千円	9,081 千円	29,497 千円
オ 川口東放課後児童クラブ	6,518 千円	25,370 千円	26,092 千円	26,836 千円	84,816 千円
カ 野々浜放課後児童クラブ	3,317 千円	10,861 千円	11,165 千円	11,479 千円	36,822 千円
キ 宜山放課後児童クラブ	5,972 千円	21,630 千円	22,242 千円	22,873 千円	72,717 千円
ク 藤江放課後児童クラブ	2,982 千円	8,598 千円	8,836 千円	9,081 千円	29,497 千円
ケ 金江放課後児童クラブ	3,251 千円	8,598 千円	8,836 千円	9,081 千円	29,766 千円
コ 箕島放課後児童クラブ	2,982 千円	8,598 千円	8,836 千円	9,081 千円	29,497 千円
サ 竹尋放課後児童クラブ	2,982 千円	8,598 千円	8,836 千円	9,081 千円	29,497 千円
シ 中条放課後児童クラブ	2,982 千円	8,598 千円	8,836 千円	9,081 千円	29,497 千円

(2) 契約額の変更

個別に支援が必要な障がい等を有する児童を受け入れることにより、業務量が増大し、加配職員等が必要と認められる場合、発注者と協議の上、委託料及び契約額を変更できるものとする。また、支援が必要な児童が減じる等の状況になった場合についても同様とする。

(3) 消費税

消費税については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条及び別表第 2 第 7 号ロの規定に基づき非課税とする。（放課後児童健全育成事業は社会福祉法第 2 条第 3 項に規定される第 2 種社会福祉事業）

6 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

7 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 福山市暴力排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号又は第 3 号の規定に該当しない者であること。

8 参加申込みの手続等

(1) 担当課

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

〒720-8501 広島県福山市東桜町 3 番 5 号（本庁舎 7 階）

電 話 ０８４－９２８－１１１４（直通）

電子メールアドレス hoiku-shisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) プロポーザル実施スケジュール

内 容	期 日
① 公告	２０２５年（令和７年）８月７日（木）
② 募集要領等の配付期間	２０２５年（令和７年）８月７日（木）から ８月２７日（水）午後５時１５分まで
③ 質問書受付期間	２０２５年（令和７年）８月７日（木）から ８月２０日（水）午後５時１５分まで
④ 質問書に対する回答期限	２０２５年（令和７年）８月２５日（月）
⑤ プロポーザル参加申込書の 提出期間	２０２５年（令和７年）８月７日（木）から ８月２７日（水）午後５時１５分まで
⑥ 参加資格審査結果通知	２０２５年（令和７年）９月３日（水）
⑦ 企画提案書及び提案見積書の 提出期間	２０２５年（令和７年）９月３日（水）から ９月２４日（水）午後５時１５分まで
⑧ プレゼンテーションの実施	２０２５年（令和７年）９月２９日（月）
⑨ 選定結果の通知	２０２５年（令和７年）１０月３日（金）（予定）

(3) 募集要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

２０２５年（令和７年）８月７日（木）から８月２７日（水）午後５時１５分まで
（土、日、祝日等を除く）

イ 配付場所

(1) に同じ

※上記の配付期間中は、福山市ホームページ

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/hoikushisetsu/>)

から募集要領等をダウンロードできます。

9 質問の提出及び回答

(1) 受付期間

２０２５年（令和７年）８月７日（木）から８月２０日（水）午後５時１５分まで

(2) 質問の提出方法

電子メールにより、募集要領等に関する質問書（様式１）を送信して行うものとする。
メール送信後、電話により保育施設課に受信確認すること。

(3) メールの件名

「福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル質問」

(4) メールアドレス

８（１）に同じ

(5) 質問に対する回答

競争上の地位を害するおそれのあるものを除き、福山市ホームページ上で公開する。

10 参加申込書の作成等

(1) 提出期間

２０２５年（令和７年）８月７日（木）から８月２７日（水）午後５時１５分まで

(2) 提出場所

８（１）に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで

※郵送の場合は、8月27日（水）午後5時15分必着

（4）提出書類及び部数

次のアからコの書類を作成し、各1部を提出してください。

（オ〜キ及びケについては、提出日から3か月前の日以降に発行されたもの）

ア 福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル参加加申込書（様式2）

イ 業務実績調書（様式3）

ウ 委任状（様式4）

（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）

エ 誓約書（様式5）

オ 市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式6）を提出すること。）

カ 納税証明書（国に納付すべき消費税及び地方消費税の未納の税額がないものを証明したもの。（写しでも可。））

キ 商業・法人登記簿謄本（写しでも可）

ク 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算表」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

ケ 印鑑証明書（原本）

コ 使用印鑑届（様式7）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

（5）提案公募成立要件

本提案公募への参加資格を認定した応募事業者が1者以上である場合、本提案公募は成立するものとする。

（6）参加申込書類の提出に関する留意事項

ア 提出期間内に参加申込書類の提出がなかった場合は、本プロポーザルには参加できません。

イ 提出後における参加申込書類の差し替えは認めません。

ウ 提出された参加申込書類は、一切返還しません。

エ 参加申込書類は、選定作業において複製する場合があります。応募事業者は複製について同意したものとみなします。

1 1 プロポーザル参加資格の確認（企画提案提出者の選定）

10で提出された参加申込書及び添付書類に基づき、応募事業者のプロポーザルへの参加資格要件について、保育施設課において審査し、参加資格の可否を応募事業者全てに通知します。

1 2 プロポーザルの実施

プロポーザルは、福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行います。参加を認められた参加申込事業者（以下「事業者」という。）は、次の書類を作成し提出してください。

（1）企画提案書（正本1部、副本7部）及び提出書類をPDF化した電子データ

次の項目について、仕様書に沿って作成してください。

※提案者が特定できる表記やマーク等は記入しないこと。

ア 事業者のアピールポイント、特色のある取組

イ 事業者本部と現場の連携体制

ウ 職員の研修体制

※市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

（2）提案見積書（正本）1部及び提出書類をPDF化した電子データ

ア 宛名は、「福山市長」とすること。

イ 提案見積書（様式8）に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

ウ 業務内容等の積算内容が分かるように記載すること。

（3）提出期間

2025年（令和7年）9月3日（水）から9月24日（水）午後5時15分まで

（4）提出場所

8（1）に同じ

（5）提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日等を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、9月24日（水）午後5時15分必着

（6）企画提案書の評価項目と配点

別表（福山市放課後児童健全育成事業放課後児童クラブ運営業務プロポーザル審査表）（以下「別表」という。）のとおり

1.3 プロポーザル審査の内容及び審査基準

（1）審査内容

ア 企画提案書の審査

イ プレゼンテーションによる審査

（2）審査基準

プロポーザルの審査は、別表に基づき、選定委員会で審査します。

1.4 プレゼンテーションの実施

（1）開催日時

2025年（令和7年）9月29日（月）

開始時間、場所等の詳細については、後日通知します。

（2）内容、方法等

ア プレゼンテーションへの事業者の出席人数は、企画提案書の内容を熟知している者で、届出のあった業務担当責任者を含む3人以内とします。

イ 事業者は、プレゼンテーションへの出席者を、プレゼンテーション出席者報告書（様式9）によりあらかじめ届け出ること。

※参加資格の確認結果通知が届き次第、速やかに電子メールで届け出てください。

ウ プレゼンテーションは30分以内、選定委員からの質疑は20分以内を想定しています。

※ 複数の実施場所について応募した場合についても、プレゼンテーションは一度のみの実施となります。

エ プレゼンテーション参加者は、他の事業者の企画提案を傍聴することはできません。

オ プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容に限定します。追加提案の説明や追加資料の配付は認めません。

1.5 審査結果の通知

審査結果については、各事業者へ送付します。審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとします。

また、この審査は、各委員が別表をもとに採点し、合計点数を比較する形式であるため、点数以外の評価結果に関する問合せには回答できません。

なお、安定した履行を確保するため、同一事業者が受注できる放課後児童クラブは3か所までとします。

同一事業者が4か所以上で第1位となった場合、当該事業者は、参加申請書兼誓約書に記載した希望順位上位3か所の最優秀提案者となり、それ以外の放課後児童クラブについては、次点者が最優秀提案者となります。次点者がいない場合は、4か所以上で最優秀提案者となる場合があります。

1.6 契約の締結について

最優先候補者に選定された事業者と契約内容についての協議を行い、合意した場合、契約を締結します。

最優先候補者との協議が整わない場合は、最優先候補者に次いで高い評点を得た事業者（以下順次）と契約についての協議を行います。

また、仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となりますが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が12（2）で提出した見積書の額と同額になるとは限りません。

1.7 失格条件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- （1） 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- （2） 提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3） 5の委託料を超えた見積書を提出した場合
- （4） 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- （5） 募集要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- （6） その他本市の指示に違反する場合

1.8 留意事項

- （1） 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとします。
- （2） 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとします。
- （3） 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなします。
- （4） 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とします。
- （5） 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しません。
- （6） 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- （7） 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとします。
- （8） 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しません。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがあります。
- （9） 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできません。
- （10） 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めません。
- （11） 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- （12） 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出してください。
- （13） 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- （14） 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ福山市との協議に基づいて決定するものとします。
- （15） 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとします。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとします。
- （16） 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合があります。この場合、参加者に対して福山市は一切の責任を負わないものとします。
- （17） 参加者は、参加申込書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとします。